

Title	直接行動論の擡頭：幸徳秋水の理論をめぐって
Sub Title	Rise of anarcho-syndicalism
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.10 (1958. 10) ,p.35- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説 英文抄録 "Rise of anarcho-syndicalism" あり
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19581015-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

直接行動論の擡頭

——幸徳秋水の理論をめぐつて——

中 村 勝 範

わが國社會主義思想・運動の歴史上に、初めて直接行動論（direct action）が移入された時期はきわめてはつきりしてゐる。明治三九年（一九〇六年）六月、幸徳秋水がアメリカより歸朝し、その月の二八日、日本社會黨主催の歸朝歡迎演說會で「世界革命運動の潮流」という演說をしてからである。^{（註1）}

この演說で幸徳は、歐米における社會主義運動の新潮流として「所謂立憲的・平和的・合法的運動、投票の多數、議席の多數などというものは、今の王侯、紳士閥が傾使する金力、兵力、警察力の前には何等の價値を有」^{（註2）}しないとする思潮がよまつてゐるとした。そこでこういう議會主義にかわるものとして「唯だ勞働者全體が手を拱して何事をも爲さざること、數日若くば數週、若くば數月なれば即ち足れり、而して社會一切の生産交通機關の運轉を停止せば即ち足れり、換言すれば所謂總同盟罷工を行ふに在るのみ」^{（註3）}とし、勞働者のゼネラルストライキすなわち勞働者の直接行動を革命方式として採用することを提唱したのがこの演說であつた。勞働者の實力行動を行使する直接行動はアナルコ・サンジカリズムのとなえる單

純素朴なゼネラル・ストライキ論であつたが、これは當時の社會主義者の多くに強い感銘をあたへずにはいなかった。

かえりみると明治三四年の「社會民主黨」以來、わが國の社會主義者はだれ一人として議會を通じて社會主義を實現するという議會主義の革命方式をうたがわなかつた。普通選舉權獲得運動は社會主義者の中心課題でさえあつた。このことは明治三八年一月二〇日に創刊した唯物論派社會主義者の機關紙にもはつきり「普通選舉は政界革新唯一の力なり。社會主義をして日本の社會に其の實際の立場を得せしむる唯一の段階なり」と謳つていたことでも知れよう。いわんや穩健なキリスト教的社會主義者が「目前の二大急務」として「萬國平和會議の提唱」とともに「普通選舉制度の實施」を要求しているのは當然である。幸徳が歸朝する四ヵ月前にも日本社會黨主催の「普通選舉全國同志大會」が三百餘名の代表によつて開かれ、衆議院にも陳情し、年中無休で普選實施の請願調印をとることさえ決議して(註6)いた。こうした中へ突然幸徳が歸朝し、直接行動論を主張したので「果然社會黨としては、それこそ寢耳に水とも稱すべき全然豫期せぬ一大波浪に見舞はれた形であつた(註7)」というのも當然であらう。

そこで本論では、議會を通じて社會主義を實現するというそれまでとられてきた運動方式が、いかにして直接行動論に押えられ、やがて直接行動主義が支配的になつていくかをみていこうとするものである。

(註1) 赤松克麿『日本社會運動史』(岩波新書、昭和二年一月)は「世界革命運動の潮流」について「我國の社會運動に、有力なる一潮流として無政府主義が起つてきたその起點が、この演説であつた」(一一六頁)と記しているが、この演説は直接行動を行動目標として説くことにおいてその起點ともなるものであつた。

(註2) 幸徳秋水「世界革命運動の潮流」『平民主義』(隆文館、明治四五年四月)所收、四九頁

(註3) 右同、五〇頁

(註4) 「吾人の抱負」(『光』第一號發刊の辭、明治三八年一月二〇日)

(註5) 「目前の二大急務」(『新紀元』第一號、明治三八年一月一〇日)

(註6) 社會主義者の中心問題が普通選舉權獲得にあつたことの例證は容易である。ここでは左の一例のみを擧げておく。

「……我國社會主義者は普通選舉の實現によつて多數議員を議會に送り、社會主義を實現すべく意氣込んでゐた。そして普選を實施するための手段として、多數の調印をとつて毎年議會に提出してゐた。松本君平、立川雲平等の代議士が其の代表的後援者であつた。電車事件の起る少しく前の二月十一日……(に)開かれた社會黨主催の『普通選舉全國同志大會』には……折からの降雪をモノとせず集るもの三百餘名……。尙續いて十五日には同會の繼續大會とも稱ふべきものを松本楼に開いた。

更に廿日には、午後一時から同志六十餘名、雪を踏んで日比谷公園音楽堂附近に集り、列を組んで衆議院へ押掛け……二千四百四名の名を以て左の請願書を出した。

『某等茲に謹んで請願す、某等は日本國の人民にして、成年に達したるものは總て衆議院議員の選舉權を有するを以て、合理にして且つ急務なりと信ず、願くば之が實行の道を講ぜられんことを。』

そして、本年よりは地方と連絡して年中無休に請願調印を取り、毎年定時に同志日比谷に集り、議會に願書を提出する事を決議した。そして今後は壹萬貳萬の調印者を出して議會を驚かしてやらうなどと語り合つて別れた。斯の如く、普選運動は社會黨の中心的運動たる觀があつた」(吉川守國『叛逆星霜史』一二八—一二九頁、不二書房、昭和十一年二月)

(註7) 右同、一二八頁

一

本論で探る問題點は以上の通りであるが、この節では直接行動論が擡頭する前後の社會主義陣營の狀況について簡単にふれておこう。

わが國で、初めての社會主義政黨たる「日本社會黨」が成立したのが明治三十九年一月二四日であつた(明治三四年に社會黨が設立されたが、これは當局によつて許可されなかつた)。日本社會黨は黨則第一條に「本黨は國法の範圍内に於いて社會主義を主張す」と規定したが、それ以外黨の主張については何ら言明するところがなかつた。

ところで日露戦争の頃は非戰論を運動の中心スローガンにして活躍した「平民社」が、戦争の終了後間もなく解散し、社

會主義者は唯物論派とキリスト教派の二つに別れ、各派はそれぞれの機關紙をもつていた。ここに誕生した日本社會黨は唯物論派のみによつてつくられ、キリスト教派は「クリスチャン的立場から鬭爭主義に反對してゐたので、日本社會黨には誰も参加はしなかつた」^(註1)のである。日本社會黨が結成されてから二旬、三月一日にいたり、社會主義者の指導による電車賃値

上げ反對、兎徒囂集事件が勃發した。千數百人の大デモは騷擾化して近衛兵出動によりようやく鎮壓されるという事件であつた。社會主義者たちは電車賃値上げ反對に立上つたが、それは「小なり微なりと雖も天下の公黨を自己の所屬團として持ち、意氣當るべからざるもののあつた社會主義者の鼻先に、こは又何たる絶好の鬭爭題目ぞや」^(註2)という見地からであつた。

「日本社會黨が生れ、そして電車事件によつて堺を除く幹部が悉く拘引された時、幸徳は遠く米國桑港に在つたが故國の同志異變の報を聞くや長大息を禁じ得ず、歸心矢の如」^(註3)く、旅費を集めて歸國したのであつた。歸國した幸徳は先述の「世界革命運動の潮流」を發表し、議會主義以外に道なしと堅く信じられていた社會主義者たちに一大衝擊を與えた。

キリスト教派と唯物論派の社會主義者のあいだに生じていた龜裂は明治四〇年一月一日から日刊『平民新聞』をだすことになつてから、兩派の機關紙である『新紀元』と『光』とを廢刊して、日刊『平民新聞』一本にまとまるという態勢をとつた。^(註4)『新紀元』『光』の對立は日刊『平民新聞』により解消され社會主義者の大同團結は形の上でなつたかにみえた。しかし、二月五日の紙上に幸徳秋水が發表した「予が思想の變化」は直接行動をさらに一段と力をこめて主張したものであり、ここに早くも統一された社會主義者の間に分裂の危機を生じさせることになつた。

この幸徳論文は大きな波紋をよび、二月一七日の社會黨第二回大會を目前に控え眞剣な論争をまきおこし、第二回大會においても直接行動派と議會主義派との對立は避けえられず、兩派は火花を散らして衝突した。

大會は黨則改正において、第一條の「本黨は國法の範圍内に於て社會主義を主張す」を「本黨は社會主義の實行を目的とす」と改正し、これまでのあらゆる組織が標榜してきた合法主義をまずここに抛つた。

ついで決議案をめぐつて議會主義を主張する田添鐵二は「我黨は普通選舉を以て有力なる運動方法の一なりと認む」という一項を加えんことを主張し、これに對し幸徳秋水は「我黨は議會政策の無能を認め専ら勞働者の階級的自覺を喚起し」云々と修正することを主張した。結局決議としては「直接行動議會政策併用」という折衷論で落ちつき、理論的には明確な結論をえないままで處理されたが、採決の結果、田添案二、幸徳案二一、折衷案二八という結果は急進的な直接行動論者が急速にふえたことを示した。しかし日本社會黨はこの大會を理由として「安寧秩序ニ妨害アリ」として結社を禁止され、つづいて四月には日刊『平民新聞』の發行を停止された。

解散された社會黨は直接行動派と議會主義派に對立して『大阪平民新聞』（のち『日本平民新聞』と改題）、『社會新聞』というそれぞれの機關紙をもつた。これ以後社會主義陣營がいわゆる「硬派」と「軟派」にわかれ、しのぎをけずつて相爭う時代へと移つていくわけであるが、本論は「世界革命運動の潮流」から日本社會黨禁止までの期間をとり、その間における直接行動論擡頭の諸原因を探ることにした。

（註1）前掲『叛逆星霜史』八六頁。

（註2）右同、九〇頁

（註3）右同、一二七頁

（註4）キリスト教派社會主義者の動きをみると、木下尚江は日刊『平民新聞』には反對であり、これへ参加しなかつたばかりでなく社會主義からも表面上身をひいた。また安部磯雄は兩派の融和説をとり、最初は寄稿家として名をつらねていたが、彼の筆は紙上にあまりみることができなかつた。石川三四郎は唯物論的社會主義者の言行に不滿をもち、俗惡な政治運動に反感を抱いており、はじめこれの創立者になることを承知しなかつたが、安部の融和説にしたがい結局承諾したのであつた。

二

幸徳秋水によつて直接行動論がもちこまれた前後の大雑把な社會主義陣營の狀況は、前節のごとくである。そこで本節では、幸徳および彼の支持者によつて主張された直接行動論の内容について概観しよう。幸徳はいう、

余は曾て獨逸社會主義者若くは其流れを汲める諸先輩の説のみを聽て、餘りに投票と議會の效力に重きを置いた。『普通選舉にして行はるれば必ず多數の同志が選出される。同志が議會の多數を占むれば、議會の決議で社會主義を實行することが出来る』と思つて居た。無論之と同時に労働者團結の急務をも認めて居たには相違ないが、少なくとも日本の社會運動の第一着は、普通選舉の外にはないと信じて、口でも論ずれば筆にも書いた。^(註1)

しかし普通選舉により社會主義者を多數送れば自ら社會主義を實現することができるとするのは「是は甚だ幼稚な單純な考へであつたと思ふ」^(註2)という。彼が議會を通じて社會主義を實現するという考へが甚だ幼稚で單純なものであつた、という理由は次の二點にあつた。

すなわち、一つは議會なるものは労働者階級を擧取る機關であるという理由である。議會は現今の社會組織の產物であり、それは當然に資本主義的社會制度の產物である。「今日の議會は紳士閥即ち中等階級が貴族の專制政治を倒す爲に造つた器械である。而して一方には專制政治を倒すと共に、我々労働者階級の血と汗とを擧取る爲に案出せられた器械である」^(註3)したがつて労働者階級がブルジョアジーを倒すために、やはりこの機關にたよらねばならぬという理由がどこにあるか、という。つまり議會の存在理由そのものを否定する考へである。

この労働者階級には議會は無用であるという考へと、更に、二つには普通選舉制度がもつ缺陷とそこから選出されていく議員のおちいり易い弊害をあげた。すなわち選舉に瞞着、脅嚇、響應、買収などというものがともなう以上どうして國家と人民とかについて眞面目に考へる代議士がえられるか。またかりに眞面目な代表を選出できたとしても、居は氣を移す、一度選ばれてしまえば以前の眞面目な考へを長くもちつづけることができない。労働者選出議員も美衣美食のブルジョアジ

一の風俗にカブれて得々としているようになる、というのであつた。

かように普通選舉や議會政策では眞の社會主義實現という目的は達せられぬ。そこで日本の社會主義運動は議會政策をとることをやめて、一に團結せる勞働者の直接行動をもつてその手段方針となさんことを望む、と提唱した。勞働者階級の欲するところは、政權の略取でなくて「麵麴の略取」である、法律でなくて衣食である。したがつて勞働者の革命はブルジョアの革命と次のように違ふとした。すなわち

昔の革命は中等階級、即ち第三階級が貴族に對する革命であつたから、議會に依て出來たのである。今日の革命は勞働者の革命である。勞働者は議會に上るの必要はない。議會は取れなくてもいい、土地を取ればいい、金を取ればいい、取るべき權利ありと信ずる所のものさへ取ればいい、何月何日から勞働者に引渡すと云ふやうな法律を決めてから取るの必要はない^(註4)

というのである。そこで麵麴を略取し、土地や金を取る手段としてゼネラル・ストライキをとくのであつた。^(註5)

堺利彦は幸徳秋水ともつとも親しき交友關係にあり、また思想の上でも相接し相通するものがあつた。堺はこれまでドイツ流の議會主義を奉じてきたことは幸徳と同じことであり、また最近における海外國內の形勢をみていると「議會以外に於て、何等か人民の直接運動をやらねばならぬ、又やり得べきであると考へるに至つた」といふ點において幸徳の思想變化と同じ變化をしてきていると述べた。更に堺はこうした變化は幸徳とか堺とかいふ一人、二人の個人にかぎらず、それは彼等社會主義者の間における多數同志の傾向である、幸徳はこの傾向をいちじるしく代表したものにすぎない、という。したがつて堺は「予の肚の中に於ては殆んど幸徳君の意見と反對する所はない^(註7)」というのである。

それなら堺のイデオロギーは幸徳のそれに一致するかといへばそうではなかつた。幸徳は議會政策無用・一方的な直接行動主義をとるのに對し、堺は議會政策と直接行動の併用を唱えたのであつた。堺は社會主義運動の方針として、一方には議

會政策をとり、他方には勞働者の團結をはかり、議會活動と議會外の大衆行動とが常に相呼應して大衆全體の活動が活潑になるように勉めなくてはならぬという點から、議會活動と大衆行動との併用の意義を左のように理論づけた。

今の議會は如何にも詰らぬ、如何にも愛憎がつきる。然し社會黨の議員が之に加はる時には、議會が初めて活問題の舞臺となる。我々は議會といふ噴火口を有する以上、此の噴火口からして我々の氣焰を噴出せしむるに勉むるは當然である。然し此の噴火口を我々の手に握らんが爲、即ち普通選舉權獲得の爲に、我々は我々の實力を示して政府と政黨とに肉迫せねばならぬ。即ち幸徳君の謂はゆる直接行動を必要とするのである。又普通選舉が既に行はれた後と雖も、社會黨がまだ中々多數の議員を出す譯には行かぬと思ふ。故に此時に至つても猶ほ覺醒せる勞働者が謂はゆる直接行動を以て肉迫するの必要がある。又一步を進めて既に多數の社會黨議員が出た後と雖も、若し其の背後に平民階級の實力が存せぬならば、其議員は實に根の無き花である。何の働きを爲す事も出来ぬ。何の實を結ぶ事も出来ぬ。故に社會黨議員をして議會内に活動を爲さしめんと欲するには、常に覺醒せる勞働者の活動に依て一般平民階級の實力を示す必要がある。又……平民勞働者の運動も亦た、敢て議會と相關せずして、別に自治團結の直接行動を取るの必要があると思ふ。議會が一個の噴火口たるは勿論なれど、議會のみが唯一の噴火口ではない。故に我々は議會以外に於て種々の噴火口を作る事を勉めねばならぬ。若し時と處とに依り是等の噴火口にして猛烈の勢ひを成さば、彼の議會の噴火口の如きは既に殆んど言ふに足らぬ事となるであらう。幸徳君は著しく此點を主張したのである。^(註8)

かくて堺は、幸徳とのイデオロギーの違いはただ議會主義を全然否認するのと、これを併せ用いるのとの差であるといひ、最後に、幸徳はあまりに議會政策に重きを置くの弊に反動して他の極端に走つたものではあるまいか、と結んだ。

ところで、幸徳の直接行動論の影響は次の時代の社會主義思想・運動の擔い手の上に大きくおよんでいつた。大杉榮、山川均、荒畑寒村等が幸徳の影響を強くうけた代表的な人物であるが、ここでは山川均と大杉榮がどのような反應を示したか

を見よう。

山川は「予は直接行動に信頼するものである」と自己の立場を宣言する。つづいて「議會は既に歴史的意義に於て過去のものである、既に爲すべき機能を全うし終りたるものであると云ふ點に於て、社會主義が議會に信頼し、議會の政黨たる以上は如何にノーコンプロマイズを叫ぶと雖も、終には國家社會主義か社會改良主義の實驗位に終ると云ふ點に於て、次には革命も亦社會進化の一體様なり若しくは革命は進化と進化とを繋ぐ所の關節なりと云ふ點より、予は最早社會主義の望を議會に懸け得ざる者である^(註9)」^(註9)といい、議會がすでに歴史的使命をおえたとするのである。

しかしながら議會政策運動もまた社會黨が一度経過しなければならぬ経路であつたし、そしてそのことは今日議會に幾分の希望を繋ぐ者も、やがては必ずその希望を放擲する時機がくることを疑わない。勞働階級が眞に自覺した曉には、我々が議會政策をいかに叫んでも勞働階級には少しも反響せず、彼等は直接行動を執るに相違ない、と山川は信じていた。

大杉は「嘗ては議會政策を以て唯一の革命運動なりとし、何人も之れに對して些の疑問を挟まざりしが、遂に××氏出で議會政策の愚と陋とを絶叫するに至れり。予も亦、予の革命的社會主義の立場より、議會政策は寧ろ社會革命の氣勢を弱むるものなりとし、而して、勞働者の直接行動によらざれば、到底社會革命を全うし得可らずと信ずるに至れり^(註10)」と幸徳の影響の程を示している。

幸徳が歸國以來、わが國の社會主義者たちは幸徳の投じた直接行動論という一石により、直接行動か議會政策かとのぎをけずつて抽象的なイデオロギー論争に情熱をもやした。その論争の頂點が第二回社會黨大會における幸徳と田添鐵二の論戰であつた。この大會における決議と幸徳の演説が原因となつて、日本社會黨は結社を禁止され、やがて日刊『平民新聞』も廢刊するの運命をたどつたことはすでにのべた。

ところで堺は先述の議會政策・直接行動併用論と幸徳の一方的な直接行動論との違いを當時、それはただ議會主義を全然

否認するのとこれを併せ用いるのとの差だといひ、後には「堺はやや曖昧ながらいゆる正統マルクス派であり、幸徳は既に純粹のアナーキストであつた」^(註11)といつてゐる。また山川がいかに直接行動に加擔しようが、彼の立場もまた堺の方にこそ接近しておれ、決してアナルコ・サンデカリズムの立場に立つ幸徳と同じではなかつた。かように幸徳は當面の且つ直接の革命を問題にするアナルコ・サンデカリズムの立場に立ち彼のとくゼネラル・ストライキはアナーキズムの戰略戰術論から割り出されるものであつた。これに對し堺、山川等は當面の問題は革命ではなく、革命は將來の問題であつた。彼等は労働者階級の階級的自覺をうながし、團體行動によつて労働者階級の日常的利益を確保増進をめざすためにゼネストをも行うという第二インターナショナルの戰術につらなつてゐた。^(註12)

しかしながらここで重要なことはそうした各個人間のイデオロギーの相違であつてはならない。その頃の社會主義思想といへば海外の思想が雜然と移入されてゐたのであつて、そのために本來は矛盾するいくつかの思想が當時の社會主義者には矛盾と感じられないで同一人によつて主張されてゐたことは普通であつた。こうした狀況にあつて幸徳・堺・山川等の間に本來は相いれないものがあつた筈であるという議論はあまり重要ではなさそうである。問題なのは幸徳が歸國後「世界革命運動の潮流」「余が思想の變化」というわずかに二論文を發表したことによつてこれまで議會主義的社會主義を信奉していた同志の多くを直接行動主義の方向にもつていつた幸徳のリーダーシップと、それを受けいれさせた當時の狀況といふことであらう。

堺利彦は「議會以外に於て、何等か人民の直接運動をやらねばならぬ、又やり得べきである」と考へてゐた、また同志の多くも同じ事であつたろうといひが、そうはいつても幸徳の論文にふれるまで、事實において堺等のひきいる日本社會黨は「國法の範圍内に於て社會主義を主張」してゐたのであつた。これが幸徳歸國後の第二回社會黨大會では議會政策をとなえる田添案支持がわずかに二票であつたのに對し、議會政策・直接行動論併用をとく評議案は二八票であり、直接行動論の

幸徳案は二二票という結果をうんだことは何をものがたるだろうか。幸徳案は通過しなかつたとはいへ二二票を獲得し、田添案支持がわずかに二票にすぎなかつたということは、社會主義者の間に幸徳の影響が強く浸透していたことを示すものであろう。

そこでさきに述べた幸徳のリーダーシップとそれを受け入れた當時の狀勢が問題になる。

(註1) 「余が思想の變化」『平民主義』二頁

(註2) 右同

(註3) 「幸徳秋水氏の演説」日刊『平民新聞』第二八號、明治四〇年二月一九日

(註4) 右同

(註5) 幸徳秋水の直接行動論とその形成過程は拙稿「幸徳秋水の生涯と思想——急進主義を中心にして——」(『法學研究』第三〇卷第一一號)

(註6) 堺利彦「社會黨運動の方針」(日刊『平民新聞』第二一號、明治四〇年二月一〇日)

(註7) 右同

(註8) 右同

(註9) 山川均「社會黨大會の成績」(日刊『平民新聞』第二九號、明治四〇年二月二〇日)

(註10) 安谷寛一編『大杉榮遺稿』(昭和三年一月、金星堂) 一〇三頁

(註11) 堺利彦『日本社會主義運動史』(河出書房、昭和二年七月) 六六頁

(註12) 堺・山川等が第二インターナショナルの戰術につらなるものをもっていたといつても彼等が文字通り「労働者階級の階級的自覺をうながし、團體行動によつて労働者階級の日常的利益を確保増進をめざす」という點に彼等の思想が集中されていたというのではない。彼等が第二インターナショナルの動きを直譯的に移入していた點においてそれにつらなるものがあつたということであり、労働者階級の利益という點を本氣で考えていたとも、またそれを増進するために具體的な努力をしたとも思えない。

三

この時、直接行動論が社會主義者同志の間に深く浸透していつた理由は種々考えられるが、その一つに唱導者が幸徳秋水その人であつたということがまずあげられよう。

明治三十九年二月、日本社會黨は結成されたが、すでに述べたごとく幸徳はその頃アメリカにあつた。幸徳は明治三六年一月の平民社創立以來社會主義運動の推進力であり、また『廿世紀之怪物帝國主義』『社會主義神髓』の兩著により社會主義に關する最高の理論家の一人であつた。學者で社會主義者の安部磯雄や地味な運動家の片山潜等の理論は決して幸徳に劣るものではなかつたが、多分に壯士的、英雄的であつた幸徳ほどの人氣は兩者共もちえなかつた。日本社會黨が結成されても、みるからにたのもしく、人氣があり、情熱的な指導者幸徳が不在ということは黨員の間に何ともいへぬものたりなさを覺えさせたに違いない。日本社會黨の領袖堺利彦の「日本社會黨も愈々成立した。幸徳君の居ないのは聊か心寂しい云々」^(註1)という言葉の中にもそのことがうかがえる。しかも日本社會黨結成後二句にして生じた電車賃値上げ反對運動の時は改めて彼の存在が望まれたに相違ない。西川光次郎の「凡ての運動は首領の力のみにて成長發達するものにあらざるも、善き首領の有ると無きとは運動の成長發達に大なる關係を有す」にはじまる「首領難」という一文は、念頭に幸徳という人物をおいて書かれたものではなかつたらうか。^(註2)

しかもこの事件の報をアメリカでうけた幸徳は「故國の同志諸君、三月十五日の市民大會、同志の就縛、家宅搜索の飛報は至れり、嗚呼我病軀未だ舊に復せずして、諸君の急に赴く能はず。空しく腕を扼し皆を決して東天を望むのみ。遺憾何ぞ恨らむ」^(註3)という高い調子の、しかも首領らしい言句で故國の同志に應え、且つ激勵しているのである。

日本社會黨は幸徳の歸國とその指導とを切に望んでいたといつてもそう間違ひではあるまい。またそうでなくては幸徳の

「歸國は同志の士氣を百倍させた」^(註4) という證言は成立しない筈である。

社會主義運動の指導者であり、最高の理論家である幸徳は、海外での見聞をひろめて歸國した。それだけで彼の歸國は同志に大手をひろげて迎え入れられずにはいなかった。その上に彼はすでに時々アメリカから「内閣、選舉、政黨、大學、文藝、宗教、咄々何物ぞや。勞働者の革命、世界的革命の怒濤狂瀾、全宇宙を掩ふの時、彼等果して何物ぞや。革命の前に彼等果して半文錢の價值ある乎。色青白き學者文士は神に媚ぶべし。富に跪く可し。我は我が勞働者と相應じて來る可き革命の猛火に投ぜん」^(註5) という革命を禮讃する文字を故國の同志によせていたのである。歸國して五日後に演壇に立つた彼は、それだけで同志の間に感動を呼びおこす何物かをもつていたといつてよからう。

待たれたのは幸徳の發言と指導であつた。そこへこれまでの議會萬能主義を否定し、直接行動を説くということ事態がすでに效果滿點な演出であつたといつてよい。しかも自分たちの中にはさきの電車事件で兇徒囂集罪にて刑をうけてきた者もいるとき、大衆行動をとく幸徳の演説はたちまちにして彼等の行動を正當化する魔力すらもつてゐる。「同志達は、寄ると觸るとこの問題の討議で夢中であつた。矢木鍵次郎、谷村鈞雪、原霞外、山口、樋口、赤羽、野澤、原子、添田平吉などは凡人社の常連であつたがいつも口角泡を飛ばして賛否の論を戦はせてゐたものである」^(註6) という反響が直ちに起つたのは當然である。

この「世界革命運動の潮流」から「予が思想の變化」を経て日本社會黨第二回大會の論争に至り、その後の議會政策派と直接行動派との對立から分裂をめぐつて、議會政策を支持する者は古くからの人々（片山潛、西川光次郎、石川三四郎）とか勞働組合運動に地道に骨を折つてきたもの（片山、西川）、またはアメリカで勞働運動や社會主義にふれてきた人々（片山、田添鐵二）といった少數の人々であつた。これに對して幸徳の直接行動は血氣にはやる若い多數の黨員によつて支持された。したがつてこうした人々に支持される直接行動論は日本社會運動・思想の指導的位置にのしあがつていくのである。

「社會主義は多數民衆の運動である。民衆を置き去りにして自分ばかりが先へ先へと進み、多數がそれに附いて來ないのをデレて見ても始まらぬ。殊にその國々に因つて種々事情が違ふ。百姓が種を播くとしても、善い種ならドンナ土地へ播いても實るとは限らぬ。矢張り土地を吟味して、種々面倒を見なければ成長しない。理窟ではどうあろうとも、國情を無視した運動は苦勞損だ。兎角危険なことに對しては人は喜んで拍手するもので、輕業師でも高い所で兩手を離して逆さになれば、見物はヤンヤと手を叩く。だが手をたゝいたからとて何もソレが善いとばかりは定められぬ。我々は凡人だから多數凡人と手を取り合つて、一番安全な道と思ふ處を氣長に行くより外はない。第一、犠牲を出すのを獎勵する運動家と、自ら犠牲になろうとする運動家とドチラが勞働者に忠實か^(註7)」という西川光次郎の警告も輕業師的な冒險主義に走り勝ちな青年黨員の耳に入る筈はないのである。

第二回大會における論争において「長髮長髯に飾られた容貌は社會運動家よりもむしろ宗教家を思わせる。その辯舌はすこぶる論理的で一つ一つ理論を積み重ねてゆくところは、恰かも宏莊な中世紀の建築を仰ぐ感を興えた^(註8)」という田添鐵二からよりも、「病軀を以て寒威と戦ひつゝ、敢て其新主張を貫徹せしめんが爲めに、慷慨激越、其の眼は雷光を放ち、其口は火焰を吐き、一層は一層より強く、一段は一段より急に、殆んど一時間に亘りて滿場の人心を酔はしめた^(註9)」幸徳の演説に青年たちの情熱がかき立てられたのは當然であらう。

この場合、幸徳の直接行動とはいかなるものか、大衆をどのように組織し、それをどのように動かすことによつてその効果を發揮できるか、というようなことなど青年たちにはどうでもよかつたにちがいない。なぜならば彼らは勞働組合を組織したり、大衆と接觸するというに全然経験がなく、そのようなことは頭にさえ浮んでいなかったであらうからである。彼等は危険な輕業師になることによつて大向の拍手喝采をあげればよかつたのである。彼等は社會主義社會の實現ということよりも、それにもなう運動をより尖鋭化させ、スリルを味わうことによつて自分達が運動に参加していることをたしか

め、そこから生じる自己陶醉にひたつていればよかつたのである。

「幸徳の直接行動に共鳴した青年の多くが、必ずしも幸徳と同じ思索の骨折をしたものでない。何ら大衆との接觸がなく、大衆の運動の觀念すらもなかつた者にとつては革命の手段として直接行動を採用することは、議會政策を弊履の如くすてしむるのと全く同様に、極めて容易簡單なことであつた。恐らくは多くの青年の中には、革命を遂行するためではなくて、自ら(マ)がよい革命的であることに満足するために、威勢のよい直接論に左袒したものが少くないだらう。(少くとも私はそうであつた。もし私が革命をたゞ機械的に理解していないで、眞實にマルクス主義に理解していたならば、當時私のとつた態度には重大な相違があつたであらうと思う。) 議會政策對直接行動の問題は戰術上の問題であるが、大衆運動のないところには戰術上の問題はなかつた。當時吾々は、實戰とは全然離れて革命の理論について鬭争を行つた」と山川均は證言し、荒畑寒村氏また「山川君にしてそうだとしたら、私などが『より革命的であることに満足する』多くの青年の、典型的な一人であつたとしても不思議はあるまい」と證言しているが、ここからも當時の雰圍氣はわかるであらう。

かように幸徳という一個のパーソナリティーのもつ力により、議會主義より直接行動主義へと社會思想・運動が大きく轉換していつたわけであるが、それにはまた直接行動に耳をかたむけさせる狀況も備わつていたことも事實である。

(註1) 堺利彦「同志諸君に訴ふ」『光』八號、明治三十九年三月一五日、『堺利彦全集』第三卷(中央公論社、昭和八年七月一五日)二三八

頁

(註2) この「首領難」はさらに次のごとくつづいているという。

首領には時には部下を壓するの鐵腕あらざるべからず。部下に媚ぶるを知りて其他を知らざるものは首領にあらず。媚勁家なり。されど又、餘りに其の運動、其の部下をして個人的色彩を帯びしめんとし、自己の個人的趣味に合せしめんとするものも眞の首領にはあらず。眞の首領は全く放任に流れざるも、又能く「自然の運動の行く所まで、行かざるべからざる所まで行かしめる」の大膽あらざるべからず。

眞の首領は放膽無責任に流れず、偏狹小心にも失せず、二者の間を程よく行かざるべからず、首領たる事又難からずや。

更に又運動の少しく成功するあれば、其の首領たる人は、之を専ら自己の功に歸せんとするの弊に陥り易し。此の時己惚れ生じ、慢心生じ、遂に衆の排斥する所となる。若しくは勝手氣儘に有らぬ方面に衆を導かんとして失敗するに至る。

此故に首領たるの人は常に「損は之を身に引受け功は則ち他人に譲る」の心懸を有せざるべからず、之れ又仲々に難事なり。首領たる事も又難からずや。(前掲『荆逆星霜史』一二五—一二六頁)

(註3) 幸徳はこの一文で電車事件を革命の前兆とみている點でも注意に價しよう。次にそのつづきの文を掲げておく。

「獄に赴ける兄弟は、猶ほ豫審の中に在るべし。其罪あると罪なきと、法に觸るゝと觸れざると、好し警官に一任せよ。法官に一任せよ。彼等縛せんと欲せば縛せしめよ。許さんと欲せば許さしめよ。罰金大に好し、投獄大に好し。我等は現時の政治、現時の法律に於て又何を可言はん。我等は只水平線上今や一圓の黒雲——革命的黒雲が見る——四方に擴がり行くを認むるのみ。拘引、裁判、投獄——兄弟の犠牲は只此黒雲が全宇宙を掩はんとするを報せる一閃の電光、一陣の疾風のみ。可憐、俗史遂に此間の消息を知らず」(「桑港より」)

『光』第一一號、明治三十九年四月二〇日、鹽田庄兵衛編『幸徳秋水の日記と書簡』二二二—二三三頁、一九五四年十一月、未來社)

(註4) 前掲『荆逆星霜史』一二八頁

(註5) 幸徳「一波萬波」『光』第九號、明治三十九年三月二〇日)

(註6) 前掲『荆逆星霜史』一三〇頁

(註7) 右同、一三〇—一三一頁

(註8) 荒畑寒村『ひとすじの道』(慶友社、昭和二年九月) 一七一頁

(註9) 堺利彦「社會黨大會の決議」前掲『堺利彦全集第三卷』二七四頁

(註10) 上條愛一『勞働運動夜話』(一燈書房、昭和二年四月) 二二八頁より引用

(註11) 前掲『ひとすじの道』一七五—一七六頁

四

幸徳の直接行動論に眞向うから反對したのは田添鐵二である。日刊『平民新聞』紙上に二日にわたつて田添の「議會政策論」が展開されたのは幸徳の「余が思想の變化」が發表されてから十日後である。田添はまた日本社會黨第二回大會におい

ても議會政策論を主張してやまなかつた。いまこの二つの論旨を綜合要約すると次のこととなる。

A 「社會主義の運動は、決して單調でなく、一直線でない」議會政策(註)もあれば、直接行動もあるが歐米にあつてはこれが總括併用されて、その片方だけに片寄つてゐるということはない。

B 直接行動派が議會政策を排斥する理由として、議員となれば軟化腐敗する。またかりに議會に多數社會黨議員が進出して、最近獨逸社會黨の例に見るように議會解散、憲法中止の大權が權力階級にある以上社會黨の議會活動は無意味であるというが、それならば同様なことが直接行動論にも言える。組合委員も軟化腐敗する場合もあり、政權兵權すなわち社會の統治權が權力階級に有る以上いかなる直接行動も無意味である。そのことはロシアの革命運動が、何時も兵力の蹂躪により失敗してゐるのを見れば明らかではないか、という議論もなりたつ。

C 今日まで社會改革に志す人々の往々陥り易き短所は、社會革命が一舉になしうるという思想である。そのために個人の力、團體の力を神の如く過信する思想である。これこそ非科學的思想であり、詩的想像であり、一個の英雄主義である。われわれはこうした道をとるべきではない。そもそも社會主義の理想は、社會進化の史的運命を指せるものである。したがつて我々はこの進化の大潮流に棹さしておるものである。我々の運動政策は、この大勢を利導促進するということに歸着する。かくてますます非常なる忍耐の必要を自覺し、眞に社會改革に要する不退轉の勇氣の必要を感じる。我々は永き階級闘争の苦杯を飲まなければならぬ。我々の往くべき道は、なるべく犠牲少くして效果の大なる所を選ばねばならぬ。故に日本社會黨運動の常道として次の方針をとりたいと思う。

一、平民階級の教育……階級的自覺の喚起

二、平民階級の經濟的團結運動

三、平民階級の政治的團結運動

四、議會政策

D ところで平民階級の階級的自覺を喚起しその團結を計る手段として最も適しているのは議會政策である。「議會は日本の政治組織の中樞であるから、之に向つての運動は最も有効で且つ勞働者階級自覺の正當なる道行である。私の見る所に依れば、現社會を組織する權力階級、資本家制度の利害の中心點は議會である。此の彼等の利害の中心點に向つて勞働團結の勢力を向け平民自覺の彈丸を抛つと云ふ事は、最も必要にして且つ有效なる事業であります。即ち議會政策は勞働階級對權力階級戰爭の最も有力なる武器であらねばなりません」^(註2) しかも勞働者の階級的自覺を喚起し、其の團結訓練をなすためには、どうしてもこの關門をくぐらねばならぬと信ずる。

E 議會政策を非とする論者は、何も權力階級に迫るのに、袴など着なくとも直接肉迫したらよいではないか、そんな物を着る際に權力者の窓を破るなり壁をこわすなりして呐喊すればよいではないかというであろう。なるほど私も絶対にそれをやらぬとはいわぬ。しかし「袴を着て談判の出来る所までは談判をやるが善いでは無いか。議會と云ふ門を開いて權力者が此處から談判にお出でくださいと云つてゐるのに、態々其の舞臺を引つ込んで裏へ廻つて壁を破つたり窓を打たずとも可いでは無いか。私は行かれる所まで袴を着て行く、背後には幾百萬幾千萬の人民が手ぐすね引いて控へて居る。正面に立つて談判に行くのがどうしても順序であると思ふ」^(註3) しかし談判が破裂した場合にはもちろん仕方がない。それから先のことは私は今なんにもいわぬ。

以上が田添の議會政策論の要旨である。今日この論に對して山川均は「少くともわが國では、それから四十年後の今日、勞働階級は議會政策放棄の決議を朗讀するかわりに、……はじめて議會が『政治組織の中樞』であるという理解の上に立つて、議會行動の重要性をみとめて來たのである」^(註4) として、自分たちの過去の誤りを認め、田添の正しかつたことを承認している。それだけに田添の立場は今日改めて評價されなくてはならぬものをもつていよう。

しかしながら當時にあつてはこの田添案はわずか二票の支持を得ただけであつた。荒畑氏も山川と同様、より革命的であることに満足する青年の典型的な一人であつたが、今日では幸徳の直接行動論は「その革命的な意氣と熱情とにもかかわらず、餘りに觀念的に失した意見であつた。それに較べたら、田添氏の方がどんなに實際的で時宜に適していたか知れない」と評している。^(註5)

そこでかように實際的で時宜に適した田添の議會政策論が、幸徳の直接行動論にとつてかわられた一つの原因が幸徳秋水というパーソナリティーにあつたことは前節で述べた。しかしながら、この直接行動論もただ幸徳のパーソナリティーによつてのみ黨員の間に浸透していつたわけではない。そこには直接行動論を受けいれさせるような狀況もなかつたとはいえない。本節ではその狀況について見ていきたい。

まず第一に擧げられることは、それまで日本の社會主義者が手本としてきた獨逸社會黨にたいする絶望である。「マルクスの國たり、ラサールの國たる獨逸が、普通選舉の下に初めて選出した同志は僅かに二人であつた。爾來八十一人まで漕ぎつけるのに實に三十餘年の日月を費したのである。而して此三十年餘の難戰苦闘の結果が僅かに一片の解散詔勅の爲めに吹飛ばされて何等の抵抗も出來ぬといふに至つては、投票の多數でふ者は如何に果敢ないものではないか」という獨逸社會黨の狀態はたしかに、これを模範としていた者を失望させるに十分である。^(註6)

こうした獨逸社會黨に對して、他方アメリカのI・W・Wやフランス、イタリーの社會主義運動および獨逸社會黨内の新しい動きであるゼネラル・ストライキの採用という傾向が日本の社會主義者によつて關心をよせられたわけである。すなわち普通選舉をもつて社會主義者の唯一の手段としていた者にとつて「最近に至り獨逸、佛蘭西の社會主義者間に『非議會政策』の聲高く、勞働者の直接行動、則ち總同盟罷工を以て、其政策とせんと主張するものあるに至れり。現にペーベルの如きも一九〇三年九月エナに開かれたる獨逸社會黨大會に於て、政治的總同盟罷工を採用すべき旨の決議案を提出し、鐵化の

如き大雄辯を揮つて、全世界の紳士閥を震駭せしめたり」という解説や、また「近頃に至り、歐洲社會黨の間に非議會政策の聲高まるに至りしは、彼等が徒らに政黨者流の虚榮に陥り、形式に泥みて、或は議員の多數を誇り、或は投票の多數を競ひて、漸く事實問題に遠からんとするの傾向に對する一種の反動とも見るべし」という紹介を見ては、まさしく世界革命運動の潮流として直接行動論をうけとるのも當然である。

第二の理由としては一九〇五年のロシア革命が挙げられる。幸徳は、ロシア國民の西歐に比してはるかに無智貧乏にして自由なきにかかわらず、世界最強の專制政府をして策の出ずるところを知らしめない状態におとし入れたのは、實にセネ・ストを利用したこと以外ならないと論じた。^(註9) またこのロシア革命をみて堺もこれまでの議會主義についてようやくその考えを變じるようになったと證言しており、白柳秀湖も直接行動のあらわれとしてロシアの革命をあげている。^(註11) このようにわが國に直接行動論が擡頭してくる一つの要因として一九〇五年のロシア革命の衝撃は無視できない。

以上は歐洲社會黨の動向と一九〇五年のロシア革命という事件がわが國の社會運動・思想にあたえた衝撃として無視できない點であるが、こうした國際的な動向・事件とともにわが國内の新たな狀況も直接行動論を擡頭させる有力な要因となつた。

國內の新たな狀況とは、明治三十八年九月の講和條約反對の日比谷の焼打事件、同三十九年三月の社會黨が指導した電車賃値上反對の市民大會、同四〇年二月の足尾銅山の大騒擾というあいづく暴動事件の發生である。

まず日比谷の焼打事件については堺が「日本國內の形勢を察するに、議會は在れども無きが如く、其の腐敗墮落、其の無能無力、誰しも愛憎をつかさずには居られぬ有様である。此時に當つて一昨年九月五日東京市大騒擾の事變が起つた。我々の觀察する所によれば、あれは人民の間に鬱積せる不平怨恨が、正當なる噴火の口を得ずして、遂に一時に爆發したものであると思ふ。勿論我々が、あの様な暴動を獎勵する譯もなく、あの様な暴動を計畫する筈もないが、然し議會がどうしても

十分頼みにならぬとすれば、他に何等かの方法手段を以て或種の噴火口を作らねばならぬ。……そこで議會以外に於て、何等か人民の直接運動をやらねばならぬ又やり得べきであると考へるに至つた^(註12)」として直接行動支持と結びつけている。

電車賃値上反對の騒擾についてはアメリカにあつた幸徳が革命の前兆としてうけとり故國の同志に向い高い調子で呼びかけていたことを思い出せば足りよう。

足尾銅山の暴動についてはどうか。「時宛も社會黨第二回大會の直前であつたので、幸徳の直接行動論に大なる拍車を掛けた觀があつた。事件起ると聞くや幸徳は昂奮の餘り自らを制止することが出來ず、社の入口を出たり入つたりして、如何にも感に堪へざる面持ちであるのを見受けた。果して彼は第二回社會黨大會に於て足尾勞働者の果敢なる行動を引用し且つ××して、彼の持論を強く聽衆の腦裏に烙きつけた^(註13)」のである。社會黨第二回大會において足尾の暴動を引用して聽衆に直接行動の持論を強烈に印象づけたというその言論は次のごときものである。

田中正造翁は最も尊敬すべき人格である。今後十數年の後と雖も斯の如き人を議員に得るのは六ヶ敷と思ふ。然るに此田中正造翁が廿年間議會に於て叫だ結果は、何れ丈の反響があつたか。諸君、あの古河の足尾銅山に指一本さすことが出來なかつたではないか。然して足尾の勞働者は三日間にあれ丈のことをやつた、のみならず一般の權力階級を戰慄せしめたではないか。(拍手) 暴動は悪い、然しながら議會廿年の聲よりも三日間の運動に效力のあつたこと丈は認めなければならぬ。^(註14)

この足尾銅山の騒動は、賃銀値上問題を契機にして一二〇〇名の鑛夫が暴動をおこし、軍隊の出動によつてようやく鎮壓された事件であるが、こうした事件が他の日比谷焼打事件、電車賃値上反對市民大會などという事件と相俟つて直接行動論の擡頭を助けたことは疑う餘地がない。今日から見れば多くの批判さるべき内容をもつてはいるが、これらの事件の後に開かれた社會黨第二回大會について山川が今日迄社會主義は、少數なる知識階級の手に育つて來た、しかしこの社會主義を勞

働者自身の手を受取る可き時が今や來たのである、という意義づけを行つた理由はわからないことはない。議會政策論をすて、直接行動論を支持するようになった者は觀念の上では恐らく議會外の大衆行動の中に、より革命的なものがあるのを感じて満足したことであらう。

(註1) 田添「議會政策論」日刊『平民新聞』第二四號、明治四〇年二月一日

(註2) 「田添鐵二氏の演說要領」日刊『平民新聞』第二八號、明治四〇年二月一九日

(註3) 右同

(註4) 山川均『ある凡人の記録』(朝日新聞社、昭和二六年四月) 三六五頁

この時の田添の態度について、山川は次のごとく評している。

「(その頃) 青年分子は、多くは直接行動派であつた。そして青年はいつでも力であつた。そこで直接行動論が壓倒的につよかつた。黨内のこういう空氣のなかでは、議會政策論を主張するためには少くとも直接行動論となえるばあい以上の、確信と勇氣とを必要とした。あの十七日の大會の空氣のなかで、ただ一人……議會政策論のために闘つた田添の態度にたいして、私はいまでも尊敬を拂っている」

(三五九頁)

(註5) 前掲『ひとすじの道』一七六頁

(註6) 前掲「余が思想の變化」『平民主義』六頁

(註7) 白柳秀湖「直接行動の意義」日刊『平民新聞』第五六號、明治四〇年三月二三日、大杉榮も同じ頃「歐洲社會黨運動の大勢」において、「近時、歐洲に社會黨運動の最も重大なる問題は、即ちこの非軍備主義アンリミテッド・リミットと勞働組合主義シンデカリズムとの二つなる事を斷ずるを得る也」(前掲

『大杉榮遺稿』九二頁) としている。

(註8) 白柳秀湖「總同盟罷工の倫理」日刊『平民新聞』第五七號、明治四〇年三月二四日

(註9) 前掲「世界革命運動の潮流」『平民主義』五一頁

(註10) 前掲「社會黨運動の方針」

(註11) 前掲「直接行動の意義」

(註12) 前掲「社會黨運動の方針」

(註13) 前掲『荊逆星霜史』一五二頁

五

ところでこの頃の直接行動論について「冷厳なる現實を確認し、労働者の本能的反逆を引き出し、それを結合し、當時の日本ではそうでしか新社會を創出できぬ暴力革命を準備して行くことであつた」^(註1)と評する者もいるが、こういう見方は幸徳一派をひいきにする評者のうちでもごくまれにしか存在しない意見である。

ゼネラル・ストライキをやれば明日にでも革命がなるように直接行動論者はいつたが、これを行う労働者階級の組織は皆無であつたといつてもよく、また社會主義者は労働者階級に接觸しようとすら努力していなかつた。すなわち直接行動論ははなはだ觀念的で、主體的行動的に革命を指向するものでなかつた。したがつてこうした一握りの急進派の言動はやがて自らを葬るようになるのである。「日本社會黨ハ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルヲ以テ治安警察法第八條第二項ニヨリ其結社ヲ禁止スル旨内務大臣ヨリ達セラレタリ」という日本社會黨結社禁止の達しがあつた。

日本社會黨の結社を許可した西園寺公望内閣は「社會主義も世界の一大風潮であつて、濫りに警察力を以て之を彈壓したり尅殺するのは宜しく無い。その穩健なるものは之を善導して國家の進歩に貢獻せしむべきである」^(註2)という社會主義に對する進歩的政策をとつた。かかる西園寺内閣の自由主義的政策は、社會主義者にとつてはまったく暗黒な夜が退いたも同様な感じであつた。社會主義者たちは辛うじて作られた日本社會黨をもつと尊重してよい筈であつた。しかし彼等は結社禁止の手がやがておよんでくることを十分に豫期出來ながら自らの墓穴を掘ることに急であつた。

「幸徳の歸國以來、政府の方針が急カーブを描いて來て居る事實は何人の目にも明かであつたし、社會黨大會の險惡な空氣などから推測して、禁止は無論免かれ難き事としか思へなんだ」^(註3)したがつて「社會黨禁止の達しも、黨員達には何等意外の

感を與へなかつた」^(註4)のである。自分の手で自分の首を絞める結果におわることを知りながら、より革命的であることに満足するために、威勢のよい直接行動論をとぎすましていくのである。しかも現實からはなれた抽象論議は、はてしなくつづけられ、同志は分裂に分裂をつづけて、やがてまったく息の根をとめられるに至るのである。

(註1) 西田勝編『大杉榮論文集』(青木文庫、一九五五年四月)三一六頁

(註2) 前掲『荊逆星霜史』八五頁

(註3) 右同、一六二頁

(註4) 右同